



うちなー健康経営宣言

第 1147 号

令和 4 年 11 月 4 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

従業員、全員が健康に対する意識が高まる様にする。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。